

個人番号カードの交付

通知書が届いたら市役所へ

個人番号カードを申請した人は、交付通知書が届いたら必要書類を持って市民課(市役所1階)で交付を受けてください。

個人番号カードの申請は、全国的な制度開始に伴って集中するため、交付通知書が届くまでに、申請から1カ月以上かかる可能性があります。また、交付を受ける際の窓口の混雑も予想されます。ご理解をお願いします。

交付を受ける必要書類は、交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができるもの

(運転免許証、パスポートなどの顔写真付きのもの1点。または保険証、年金手帳など2点、住民基本台帳カード(持っている人))

個人番号カードでもなくマイナンバーカードでもなく

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な本人確認書類として利用できます。

また、個人番号カードに搭載された電子証明書は、住民票などのコンビニ交付、インターネットで確定申告書が提出できるe-Taxなどにも利用できます。

記載内容が変わったら

引越など通知カードや個人番号カードの記載内容が変わる場合は、カードを市民課(市役所1階)へ持ってきてください。

紛失したときは

通知カードや個人番号カードを紛失したときは、市民課と警察署に届け出てください。紛失や損傷

したときは、有料で再交付できます。

個人番号カードの交付手続きなどの休止

機器点検のため、毎月第3土曜日の翌日の休日窓口サービスでは、個人番号カードの交付、電子証明書の発行・失効の手続きはできません。

※くわしくは、マイナンバー制度全般については国のコールセンター(☎0120・95・0178、月～金曜日の午前9時30分～午後10時(土・日曜日、祝日は午後5時30分まで)、カードについては市民課(☎20・1525)へ。

マイナンバーの記入

行政手続きで必要です

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野のうち、法律や条例で定められた手続きに利用されます。

雇用保険・医療保険・生活保護・児童手当・福祉の給付・税金などの各種手続きの際に、マイナン

バーの記入が必要です。詳細は各担当課へ問い合わせてください。

※くわしくは行政管理課(☎20・1501 ホームページ<http://www.city.naita.chiba.jp/sisei/sosiki/joho/honinrakunin.html>)へ。

合併・単独処理浄化槽

適切な維持管理を

浄化槽の維持管理を怠ったり使い方を誤ったりすると、放流水の水質が悪化します。その結果、悪臭の発生で周囲に迷惑が掛かるほか、川や沼の水質悪化を招く原因にもなります。

浄化槽の機能を発揮させるためにも、次のような適切な維持管理が義務付けられています。

○保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための専門業者による点検(年3回以上、人槽により異なる)

○清掃：槽内のごみや汚泥を取り除くための市の浄化槽清掃許可業者による清掃(年1回以上)

○法定検査：正常に機能しているかを確認するための県浄化槽検査センターによる検査(年1回)

合併処理浄化槽の費用を補助

市では、浄化槽の設置費用や維持管理費用の一部を、対象区域内において人槽に応じて補助しています。補助を受けるには条件があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531 ホームページ<http://www.city.naita.chiba.jp/sisei/sosiki/eisei/index.html>)へ。

1月26日は文化財防火デー

みんなで守ろう

昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である奈良県の法隆寺金堂が火災により炎上し、壁画が焼損しました。

市にもたくさんの文化財があります。この機会に、先人たちが今まで守ってきた文化財に目を向け大切にしていきたいでしょう。

※くわしくは予防課(☎20・1591)へ。

コンビニ交付サービスの休止

機器点検のため、1月20日(水)はコンビニエンスストアでの証明書交付サービスを休止します。

※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

市長日誌



12月16日～31日

	12月定例市議会閉会
16日	印旛地区高齢者クラブ連合会 作品展表彰式 市立船橋高校サッカー部永藤 歩選手表敬訪問
18日	成田国際空港総合対策本部・ 幹事会合同会議 韓国・井邑市高校生友好訪問 団表敬訪問
20日	NARITAまちづくりワールド☆ カフェ 成田楽友協会創立30周年記念 成田国際交流コンサート
28日	仕事納めの式
30日	公設地方卸売市場止市式

井邑市高校生友好訪問



友好訪問団団長と共に(18日)

夕焼け小焼けの放送

2月から午後5時に

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。

2月1日(月)から夕方の放送(童謡「夕焼け小焼け」)の時刻が、午後4時から午後5時に変更されます。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

スプレー缶などの処理

必ず中を空にして

スプレー缶やカセットボンベをごみとして出す場合、中身が残っていると、収集・処理中に爆発事

故などが発生する恐れがあり、大変危険です。

処分するときは、屋外の火気のない場所で、中身を数回に分けて抜いてください。中身を空にした後、穴を開けて金物・陶磁器・ガラス類の指定袋(黄色)に入れて出してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

学校監査

27年度の結果を公表

平成27年度に実施した定期監査(学校監査)の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員	福田 稔
同	三浦 弘
同	宇都宮 高明

期日 10月13日・23日

対象 大須賀小学校、桜田小学校、前林小学校、川上小学校、津富浦小学校、大栄中学校、下総みどり学園(下総小学校、下総中学校)

範囲と方法 平成27年4～9月末日の財務に関する事務の執行状況と施設などの管理状況について諸帳簿類を調査するとともに、関係職員から説明を受けて監査を実施

結果

○予算の執行

「所管する事務事業は、その目的に沿って執行されており、適正なものと認められた。

なお、予算執行に当たっては、年間の行事などの状況を的確に判断し、時機を失することなく、また、目的に沿った執行をされるよう引き続き留意されたい」

○施設などの管理

「校長室、職員室および特別教室の管理状況について調査を実施した結果、校長室、職員室の金庫および書庫の施錠および鍵の管理は適正に行われていた。今後とも、金銭および物品については台帳管理を含め適切な管理に努められた。特に、金銭についてはなお一層徹底した管理をお願いしたい。

図書室の管理運営などについては、図書館司書により、お勧めの本の紹介や貸し出しポイント制などの

工夫がなされ、貸し出し状況も良好であった。今後とも学校図書館司書、教育委員会が連携を密にし、児童生徒の読書意欲の向上につながるような図書の選定および充実

に努められたい。また、施設の修繕などについては、今後とも児童の安全を第一に考え、必要に応じて速やかに対応するとともに、適切な管轄計画に基づいた教育環境の整備に万全を期されたい」

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位: マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(37カ所)	12月1日～22日	0.03～0.09	0.03～0.09	0.03～0.10
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)	12月1日～22日	0.04～0.08	0.04～0.08	0.03～0.08
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)の砂場・ブランコなど	12月1日～22日	—	0.03～0.09	0.03～0.13
市役所(花崎町)	12月21日 12月28日	0.07 0.07	0.07 0.07	0.06 0.07
下総支所(猿山)	12月21日 12月28日	0.10 0.10	0.10 0.10	0.10 0.11
大栄支所(松子)	12月21日 12月28日	0.06 0.07	0.07 0.07	0.06 0.07
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	12月21日 12月28日	0.08 0.07	0.08 0.07	0.08 0.07
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	12月21日 12月28日	0.08 0.08	0.07 0.08	0.07 0.07

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

イノシシの捕獲

3月上旬まで実施

県では、1月下旬～3月上旬に農作物に被害を及ぼすイノシシの捕獲を市や周辺市町で実施します。捕獲するために、わなを使用します。わなには標識を設置し、周辺に注意看板を置きますので近づかないようにしてください。

安全に努め実施しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは県自然保護課(☎043・223・2058)へ。

下水道使用人数の変更

井戸水利用者は必ず手続きを

井戸水を利用している世帯の下水道使用水量は、1人1カ月当たり7立方メートル使用したものと計算されます。上水道と井戸水を併用する場合は、上水道の使用水量に井戸水分として1人1カ月当たり3・5立方メートルを加えます。

転居などにより使用人数が増減がある場合は、必ず下水道課(☎

20・1553)に連絡し、変更手続きをしてください。

※くわしくは同課へ。

償却資産の申告

事業主の皆さんへ

償却資産とは、土地・家屋以外で事業に使用する機械・器具・備品・外構・太陽光発電設備などです。

1月1日現在、市内に償却資産を所有する事業主は2月1日(月)までに市へ申告してください。eLTAX^{エルトックス}を利用した電子申告も便利です。

※電子申告についてはeLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

PM2.5の注意喚起

防災行政無線などでお知らせ

大気中に浮遊している微粒子のうち、粒径2・5マイクロメートル以下のものをPM2・5(微小粒子状物質)といいます。PM2・

5は、肺の深くまで入りやすく、健康へさまざまな影響を及ぼす可能性があります。

県からPM2・5について注意喚起されたときは、防災行政無線や、なりたメール配信サービスでお知らせします。その際は、外出を控えてください。呼吸器系などに疾患のある人、小児、高齢者は特に注意が必要です。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)または県大気保全課(☎043・223・3857)へ。

冬場の運転

スリップ事故に注意

冬は路面の凍結や積雪による車のスリップ事故が多く発生します。夜間や早朝は、雪や雨水が凍結して滑りやすく、特に橋の上や坂道、交差点、カーブ、トンネルの出入り口付近では注意が必要です。凍結した路面での急加速、急ブレーキ、急ハンドルなどの操作はスリップの原因となるのでやめましょう。

スリップによる追突事故を防ぐため、時間に余裕を持った運転を

心掛け、速度を抑えて十分な車間距離を保つよう努めてください。

また、夜間や早朝の水まきは、凍結の原因になるので絶対にやめましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

なりたメール配信サービス

情報を確実に受け取り

市では、防災・消防・防犯情報と防災行政無線で放送する内容を携帯電話などへメールでお知らせする「なりたメール配信サービス」を行っています。

防災行政無線の放送は、強風や雨などの気象条件や周辺環境、生活雑音などにより聞き取りにくいことがあります。このサービスを利用すると、情報を文字で確実に受け取ることができます。

災害発生時に適切な避難をするためには、正確な情報が必要です。もしものときに備えて、携帯電話などを持っている人は、なりたメール配信サービスの利用登録を行ってください。

配信される情報(選択可) Ⅱ 防災情報、大気に関する情報、消防情

報、防犯・安全情報、防災行政無線情報

登録方法 Ⅱ 下記のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@s-g.m.jp)に空メールを送信し、返信メールに従ってください。返信メールが届かないときは、携帯電話などに迷惑メール対策がされている場合があります。[sg.m.jp]ドメインからのメールを受信できるよう設定してください



※くわしくは危機管理課(☎20・1523)、登録方法については、祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後6時にコールセンター(受託会社バイザー株・☎0570・055・783)へ。

今月の納期限

2月1日(月)

- ①市・県民税(第4期)
- ②国民健康保険税(第7期)
- ③後期高齢者医療保険料(第7期)
- ④介護保険料(第7期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。